

議 事 日 程 (第 5 号)

令和5年9月15日(金曜日) 午後2時35分 開議(本会議)

日程第 1 ※決算審査特別委員会

議第59号 令和4年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定について

認第 1号 令和4年度遊佐町一般会計歳入歳出決算

認第 2号 令和4年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認第 3号 令和4年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

認第 4号 令和4年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算

認第 5号 令和4年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算

認第 6号 令和4年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

認第 7号 令和4年度遊佐町水道事業会計決算

※請願事件の審査結果報告及び採決

日程第 2 請願第1号 臂曲地区採石跡地の速やかな緑化の実施に関する請願

日程第 3 請願第2号 食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願

※条例案件の審議及び採決

日程第 4 議第60号 遊佐町家畜貸付条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 ※決算審査結果報告及び採決

※事件案件の審議及び採決

日程第 6 議第62号 遊佐町過疎地域持続的発展計画の一部変更について

日程第 7 議第67号 令和5年度橋梁長寿命化修繕計画事業尻引橋橋梁補修工事請負契約の締結について

※人事案件の審議及び採決

日程第 8 選第 5号 遊佐町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

日程第 9 議第63号 遊佐町教育委員会教育長の任命について

日程第10 議第64号 遊佐町教育委員会委員の任命について

日程第11 議第65号 人権擁護委員候補者の推せんについて

日程第12 議第66号 人権擁護委員候補者の推せんについて

日程第13 議第68号 遊佐町監査委員の選任について

※発議案件の審議及び採決

日程第14 発議第7号 議員派遣について

☆

本日の会議に付した事件

日程第 1 ※決算審査特別委員会

議第 59 号 令和 4 年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定について

認第 1 号 令和 4 年度遊佐町一般会計歳入歳出決算

認第 2 号 令和 4 年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認第 3 号 令和 4 年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

認第 4 号 令和 4 年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算

認第 5 号 令和 4 年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算

認第 6 号 令和 4 年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

認第 7 号 令和 4 年度遊佐町水道事業会計決算

※請願事件の審査結果報告及び採決

日程第 2 請願第 1 号 臂曲地区採石跡地の速やかな緑化の実施に関する請願

日程第 3 請願第 2 号 食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願

※条例案件の審議及び採決

日程第 4 議第 60 号 遊佐町家畜貸付条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 ※決算審査結果報告及び採決

※事件案件の審議及び採決

日程第 6 議第 62 号 遊佐町過疎地域持続的発展計画の一部変更について

日程第 7 議第 67 号 令和 5 年度橋梁長寿命化修繕計画事業尻引橋橋梁補修工事請負契約の締結について

※人事案件の審議及び採決

日程第 8 選第 5 号 遊佐町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

日程第 9 議第 63 号 遊佐町教育委員会教育長の任命について

日程第 10 議第 64 号 遊佐町教育委員会委員の任命について

日程第 11 議第 65 号 人権擁護委員候補者の推せんについて

日程第 12 議第 66 号 人権擁護委員候補者の推せんについて

日程第 13 議第 68 号 遊佐町監査委員の選任について

※発議案件の審議及び採決

日程第 14 発議第 7 号 議員派遣について

日程第 15 発議第 8 号 臂曲地区採石跡地の速やかな緑化の実施に関する意見書の提出について

日程第 16 発議第 9 号 食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書の提出について

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 11名

1番	駒	井	江美子	君	2番	今	野	博	義	君
3番	洪	谷	敏	君	4番	本	間	知	広	君
5番	那	須	正幸	君	6番	佐	藤	俊太郎	君	
7番	齋	藤	武	君	8番	松	永	裕美	君	
9番	菅	原	和幸	君	11番	齋	藤	弥志夫	君	
12番	高	橋	冠治	君						

欠席議員 1名

10番 土門治明君

☆

説明のため出席した者職氏名

町企地城計教	長課長兼	時渡太伊鳥石	田会田藤海垣	博和智治広ヒ	機裕光樹行子	君君君君君	総務課長兼	池田久君
画課長	長兼						産業課長	館内ひろみ君
域生活課長	長兼						健康福祉課長	渡部智恵君
市民課長	長兼						教育委員会	土門敦君
町会教	長兼						農業委員会	伊原ひとみ君
選挙	委員						代表監査委員	本間康弘君

☆

出席した事務局職員

事務局長 土門良則 議事係長 船越早苗 主査 佐藤明子

☆

本 会 議

議長（高橋冠治君） 延会前に引き続き本会議を開きます。

（午後2時35分）

議長（高橋冠治君） ただいまの議員の出席状況は、10番、土門治明議員が所用のため欠席、その他全員出席しております。

なお、説明員としては、池田副町長が所用により欠席、農業委員会、佐藤充会長が所用のため欠席、伊原ひとみ会長代理が出席、その他町長以下全員出席しておりますので、ご報告いたします。

上衣は自由にしてください。

(「議長」の声あり)

議長(高橋冠治君) 5番、那須正幸議員、何の案件でしょうか。

5番(那須正幸君) 恐れ入ります。私の一般質問の中での発言に関しまして訂正する箇所がありましたので、許可をいただきたく挙手いたしました。

議長(高橋冠治君) 発言を許します。

5番(那須正幸君) 私の一般質問の発言の中で、初めのほうであります、小学校の町内のバス停の数117か所、また「その中で、小学生と中学生が共に利用しているバス停は102か所」と発言をいたしました。後ほど確認をいたしまして、「103か所」であるということでありましたので、議事録を含めた訂正をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長(高橋冠治君) 了承いたしました。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

それでは、請願事件の審査結果報告及び採決に入ります。

日程第2、請願第1号 臂曲地区採石跡地の速やかな緑化の実施に関する請願について、総務厚生常任委員会、斎藤弥志夫委員長より審査の結果について報告を求めます。

総務厚生常任委員会委員長(斎藤弥志夫君)

令和5年9月15日

遊佐町議会

議長 高橋冠治殿

総務厚生常任委員会

委員長 斎藤弥志夫

付託事件審査報告書

本委員会に付託された請願は、下記の通り決定されましたから、会議規則第94条の規定により報告します。

記

1. 付託審査事件名

請願第1号 臂曲地区採石跡地の速やかな緑化の実施に関する請願

2. 意見及び結果

本請願の願意は、理解できるので採択すべきであると意見決定した。

3. 審査の期日

令和5年9月7日

令和5年9月11日

令和5年9月12日

以上であります。

議長（高橋冠治君） それでは、請願第1号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択です。本件について、委員長報告のとおりこれを採択とすることに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、請願第1号はこれを採択とすることに決しました。

それでは、請願が採択されましたので、その意見書の発議のため、本日の議事日程の追加についてお諮りいたします。

本日の日程第14の次に、発議第8号 臂曲地区採石跡地の速やかな緑化の実施に関する意見書の提出についてを追加し、日程第15といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

それでは、本日の議事日程に発議第8号 臂曲地区採石跡地の速やかな緑化の実施に関する意見書の提出についてを追加し、日程第15とすることに決しました。

日程第3、請願第2号 食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願について、文教産建常任委員会、松永裕美委員長より審査の結果について報告を求めます。

文教産建常任委員会、松永裕美委員長、登壇願います。

文教産建常任委員会委員長（松永裕美君）

令和5年9月15日

遊佐町議会

議長 高橋冠治 殿

文教産建常任委員会

委員長 松永裕美

付託事件審査報告書

本委員会に付託された請願は、下記の通り決定されましたから、会議規則第94条の規定により報告します。

記

1. 付託審査事件名

請願第2号 食料・農業・農村基本法の見直しに関する請願

2. 意見及び結果

本請願の願意は、理解できるので採択すべきであると意見決定した。

3. 審査の期日

令和5年9月7日

令和5年9月11日

令和5年9月12日

議長（高橋冠治君） それでは、請願第2号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択です。本件について、委員長報告のとおりこれを採択することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、請願第2号は、これを採択とすることに決しました。

それでは、請願が採択されましたので、その意見書の発議のため、本日の議事日程の追加についてお諮りいたします。

本日の議事日程第15の次に、発議第9号 食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書の提出についてを追加し、日程第16といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

それでは、本日の議事日程に発議第9号 食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書の提出についてを追加し、日程第16とすることに決しました。

次に、条例案件の審議及び採決を行います。

日程第4、議第60号 遊佐町家畜貸付条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第60号 遊佐町家畜貸付条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、決算書審査結果報告及び採決に入ります。

さきに決算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました令和4年度遊佐町各会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員会、松永裕美委員長より審査の結果について報告を求めます。

決算審査特別委員会、松永裕美委員長、登壇願います。

決算審査特別委員会委員長（松永裕美君）

令和5年9月15日

遊佐町議会

議長 高橋冠治 殿

決算審査特別委員会

委員長 松永裕美

審査結果報告書

令和5年9月8日、定例本会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき、審査の結果を次の通り報告します。

記

1. 審査を付託された事件

議第59号 令和4年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定について

認第1号 令和4年度遊佐町一般会計歳入歳出決算

認第2号 令和4年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認第3号 令和4年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

認第4号 令和4年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算

認第5号 令和4年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算

認第6号 令和4年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

認第7号 令和4年度遊佐町水道事業会計決算

2. 審査の結果及び意見

令和4年度遊佐町一般会計歳入歳出決算ほか、6件の特別会計等決算について慎重に審査した結果、いずれも適正なものと認め、原案の通り決定すべきであると意見の一致をみた。

3. 審査の記録

遊佐町議会委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。

議長（高橋冠治君） 以上で委員長報告を終わります。

お諮りいたします。ただいま各会計7件を一括して委員長報告が行われましたが、委員長報告に対する質疑を省略し、それぞれの会計ごとに討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

それでは、それぞれの会計ごとに討論、採決を行います。

初めに、認第1号 令和4年度遊佐町一般会計歳入歳出決算について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより認第1号 令和4年度遊佐町一般会計歳入歳出決算について採決いたします。

可否について、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。決算審査特別委員会委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(高橋冠治君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり認定を与えることに決しました。

次に、認第2号 令和4年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより認第2号 令和4年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について採決いたします。

可否について、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。決算審査特別委員会委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(高橋冠治君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり認定を与えることに決しました。

次に、認第3号 令和4年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより認第3号 令和4年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について採決いたします。

可否について、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。決算審査特別委員会委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(高橋冠治君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり認定を与えることに決しました。

次に、認第4号 令和4年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより認第4号 令和4年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算について採決いたします。

可否について、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。決算審査特別委員会委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決する

に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(高橋冠治君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり認定を与えることに決しました。

次に、認第5号 令和4年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより認第5号 令和4年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算について採決いたします。

可否について、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。決算審査特別委員会委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(高橋冠治君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり認定を与えることに決しました。

次に、認第6号 令和4年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより認第6号 令和4年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について採決いたします。

可否について、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。決算審査特別委員会委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(高橋冠治君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり認定を与えることに決しました。

次に、認第7号 令和4年度遊佐町水道事業会計決算について討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより認第7号 令和4年度遊佐町水道事業会計決算について採決いたします。

可否について、起立しない者は否とみなします。

お諮りいたします。決算審査特別委員会委員長報告は原案認定であります。委員長報告のとおり決するに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(高橋冠治君) 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり認定を与えることに決しました。

次に、事件案件の審議及び採決を行います。

日程第6、議第62号 遊佐町過疎地域持続的発展計画の一部変更についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了します。

これより議第62号 遊佐町過疎地域持続的発展計画の一部変更についての件を採決いたします。

本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7、議第67号 令和5年度橋梁長寿命化修繕計画事業尻引橋橋梁補修工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了します。

これより議第67号 令和5年度橋梁長寿命化修繕計画事業尻引橋橋梁補修工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、人事案件の審議を行います。

日程第8から日程第13まで、選第5号 遊佐町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてほか5件を一括議題といたします。

選第5号を除き、提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町長（時田博機君） それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第63号 遊佐町教育委員会教育長の任命について。本案につきましては、本町教育委員会教育長、土門敦氏の任期が令和5年10月31日に満了となるので、引き続き任命するため、議会の同意を求めるものであります。

議第64号 遊佐町教育委員会委員の任命について。本案につきましては、本町教育委員会委員、石山幸子氏が令和5年9月30日をもって退任するので、その後任者を任命するため、同意を求めるものでありま

す。

議第65号 人権擁護委員候補者の推せんについて。本案につきましては、人権擁護委員、石垣裕一氏の任期が令和5年12月31日に満了となるので、再び人権擁護委員候補者の適任者と認め、推薦いたしたく、意見を求めるものであります。

議第66号 人権擁護委員候補者の推せんについて。本案につきましては、人権擁護委員、伊藤厚志氏の任期が令和5年12月31日に満了となるので、再び人権擁護委員候補者の適任者と認め、推薦いたしたく、意見を求めるものであります。

議第68号 遊佐町監査委員の選任について。本案につきましては、空席となっていた遊佐町監査委員に、新たに佐藤俊太郎氏を選任したく、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

議長（高橋冠治君） お諮りいたします。

この人事案件につきましては、先例によりまして本会議を休憩し、全員協議会で協議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

全員協議会が終了するまで本会議を休憩いたします。

（午後3時02分）

休

憩

議長（高橋冠治君） 休憩前に引き続き本会議を開きます。

（午後3時30分）

議長（高橋冠治君） さきに提案しておりました日程第8、選第5号 遊佐町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、投票による方法と指名推選の方法がありますが、さきの全員協議会の話し合いにより、指名推選の方法によりいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名については議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

ただいまから選第5号 遊佐町選挙管理委員会委員及び同補充員の指名推選を行います。

初めに、選挙管理委員会委員に、杉沢字嶽ノ腰102番地、眞木俊広氏、昭和31年7月10日生まれ。藤崎字千代ノ藤14番地、佐藤清人氏、昭和30年6月12日生まれ。北目字楯ノ内30番地、後藤嗣郎氏、昭和32年12月29日生まれ。吹浦字小野曾2番地、小林栄一氏、昭和28年10月12日生まれ。

選挙管理委員会委員補充員には、遊佐字舞鶴204番地の3、土井利佳子氏、昭和39年8月10日生まれ。宮田字久保ノ前52番地、本間正明氏、昭和30年8月13日生まれ。藤崎字家ノ上135番地、鈴木広幸氏、昭和32年7月23日生まれ。北目字荒下14番地、佐藤武仁氏、昭和38年3月24日生まれ。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました委員4名及び補充員4名を当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名推選いたしました選挙管理委員会委員4名及び補充員4名を当選人とされました。次に、補充員の順序についてお諮りいたします。補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、補充員の順序はただいま議長が指名した順序に決定しました。

日程第9、議第63号 遊佐町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいまの議題であります遊佐町教育委員会教育長の任命につきましては、遊佐町議会会議規則第82条の規定に基づき無記名投票で決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は無記名投票で表決することに決しました。

なお、遊佐町議会会議規則第83条の規定により、可とする者は賛成、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票をお願いします。

なお、皆さんに申し上げます。白票の取扱いについては、遊佐町議会会議規則第84条の規定により、白票及び賛否の明らかでない投票は否とみなし、反対といたしますので、間違いないよう記載してください。

それでは、投票を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（高橋冠治君） ただいまの出席議員は、本職を除き10名であります。

お諮りいたします。遊佐町議会会議規則第32条第2項の規定により、開票立会人に3番、渋谷敏議員、4番、本間知広議員の両名を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認め、両名を開票立会人に指名いたします。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

議 長（高橋冠治君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

議 長（高橋冠治君） 投票箱に異状なしと認めます。

重ねて申し上げます。本案を可とする場合は賛成と、否する場合は反対と投票用紙に記載の上、議会議務局長の点呼に応じ順次投票願います。また、投票する場合は議長席に向かって右側から入り、投函された後は左へ通り抜け自席に戻っていただきます。

それでは、議会議務局長をして点呼を命じます。

土門議会議務局長。

事務局長（土門良則君） （点呼）

（投 票）

議 長（高橋冠治君） それでは、お諮りいたします。

議長権限で、開票に当たっては教育長の退席を求めます。

（土門 敦教育長 退席）

議 長（高橋冠治君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋冠治君） 投票漏れなしと認めます。

これにて投票を終了いたします。

開票を行います。開票立会人の立会いをお願いいたします。

（開 票）

議 長（高橋冠治君） 投票結果を報告いたします。

投票総数は10票であります。これは、出席議員数に符合しております。

有効投票は10票、無効投票は0票であります。

有効投票のうち

賛成 9票

白票であります1票が反対とみなします。

以上のおり賛成が多数であります。

よって、本案は原案のおり同意を与えることに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

（土門 敦教育長 入場）

議 長（高橋冠治君） 次に、日程第10、議第64号 遊佐町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、全員協議会の結果によりまして、原案のおり同意を与える

ことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(高橋冠治君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

次に、日程第11、議第65号 人権擁護委員候補者の推せんについてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、全員協議会の結果によりまして、原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(高橋冠治君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

次に、日程第12、議第66号 人権擁護委員候補者の推せんについてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、全員協議会の結果によりまして、原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(高橋冠治君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

次に、日程第13、議第68号 遊佐町監査委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、佐藤俊太郎議員の退場を求めます。

(佐藤俊太郎議員 退席)

議長(高橋冠治君) お諮りいたします。

本件につきましては、先ほどの全員協議会で協議されたことでもありますので、原案のとおり佐藤俊太郎議員に同意を与えることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(高橋冠治君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

佐藤俊太郎議員の出席を求めます。

(佐藤俊太郎議員 入場)

議長(高橋冠治君) 次に、発議案件の審議及び採決を行います。

日程第14、発議案件第7号 議員派遣についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

土門議会事務局長。

事務局長(土門良則君) 上程議案を朗読。

議長(高橋冠治君) お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第129条の規定に基づき提出されたものであり、この際質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案とおりの可決されました。

お諮りいたします。ただいま議決されました議員派遣については変更が生じた場合は、その専決を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、議決事項に変更が生じた場合、その専決を議長に委任することと決定いたしました。

日程第15、発議第8号 臂曲地区採石跡地の速やかな緑化の実施に関する意見書の提出についての件を議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

土門議会事務局長。

事務局長（土門良則君） 上程議案を朗読。

議 長（高橋冠治君） お諮りいたします。

本件につきましては、請願第1号において審査の結果、採択となったものであり、この際質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「議長」の声あり）

議 長（高橋冠治君） 7番、齋藤武議員。

7番（齋藤 武君） 可否については、もちろん賛成であります。表記の上で、文末、常体と敬体が混在している場所がありますので、そこら辺は改めたらいかかと思えます。具体的に申し上げますと、別紙の本文6行目ですけれども、そのことを受け「事業認可され、採石が行われた」と、ここだけが常体になっております。例えばこれは、「採石が行われています」というような表記にすべきかと思われま

す。そしてもう一か所ありますけれども、記のところの2行目、「採石業者に対し要請すること」で止めるのが表記としては妥当ではないかと、「を求める」を削って、ことで止めるべきかなと考えて発言いたしました。よろしくお願ひします。

議 長（高橋冠治君） 暫時休憩いたします。

（午後4時02分）

休

憩

議 長（高橋冠治君） 休憩前に引き続き本会議を開きます。

（午後4時45分）

議 長（高橋冠治君） お諮りいたします。

先ほど修正案がありました。総務厚生常任委員会委員長の齋藤弥志夫委員長から説明願ひます。

総務厚生常任委員会委員長（齋藤弥志夫君） 修正は、ですます調に合わせて修正をしています。

また、5行目、「採石が行われました」というふうになります。

そして、下記のところで、これまでも速やかに緑化が行われてこなかったため、これからも何度も業者

に対し指導や要請を行うことがあるかもしれないという思いを込めて、この語尾に「求める」という表記にしております。これは変えませんでした。

そして、上から4行目、「以下、協定書という」のを、知事のほうに出す分については括弧書きでつけております。

以上です。

議長（高橋冠治君） それでは、お諮りいたします。

本件については、請願第1号において審査の結果、採択となったものであります。ただいまの委員長報告の修正を基に決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第8号 臂曲地区採石跡地の速やかな緑化の実施に関する意見書の提出についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで、会議時間の延長についてお諮りいたします。本日の会議時間を本日の日程が終了するまで延長したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

本日の会議は、日程が終了するまで延長いたします。

日程第16、発議第9号 食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書の提出についての件を議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

土門議会事務局長。

事務局長（土門良則君） 上程議案を朗読。

議長（高橋冠治君） お諮りいたします。

本件につきましては、請願第2号において審査の結果、採択となったものであり、この際質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第9号 食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書の提出についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって第568回遊佐町議会9月定例会を閉会いたします。

皆さん、ご苦労さまでした。

(午後4時53分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

令和5年9月15日

遊佐町議会議長 高 橋 冠 治

遊佐町議会議員 駒 井 江 美 子

遊佐町議会議員 今 野 博 義